

令和7年度 沖縄振興等に係る広報委託業務仕様書

1 事業名

令和7年度 沖縄振興等に係る広報委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 広報目的

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画について広く県民に周知し、県民の協働と参画を促す。また、本県の更なる産業振興に向け、税制の各特区・地域制度等の更なる活用促進を図る。

4 広報の対象

県民全体

5 委託業務内容（案）

委託業務内容は、以下に示すとおり。

(1) 新聞広告掲載業務

県が提供する情報・資料等に基づき原稿を作成し、指定の新聞に掲載すること。

ア 掲載内容は2種類（原稿A及び原稿B）、回数、規格等は下記のとおりとすること。

また、掲載原稿は二次使用可能な仕様とすること。

① 掲載紙：沖縄タイムス、琉球新報、宮古毎日新聞、八重山毎日新聞

② 掲載内容：県が指示する内容

③ 回数・規格：原稿Aについて、4紙に全10段フルカラーを1回掲載
原稿Bについて、4紙に全10段フルカラーを2回掲載

④ 時期：令和7年8月～令和8年3月

イ 掲載にあたっては、新聞社と調整し、掲載紙面を確保すること。

また、県は情報・資料等を提供するので、デザイン案を提供日から3日以内に県に提出すること。

ウ 原稿の内容は、見出し、イラストレーション、写真及び文字情報等とし、編集割付作業を行う場合、県の意見を尊重すること。原稿Bについては、県が提供するPDFデータを基に修正を行うこと。また、校正は5回程度とし、県の承認を受け、新聞に掲載すること。

エ 作成した原稿のPDFデータも納品すること。

6 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という）については、その履行

を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、新聞広告掲載料については、これと異なる取扱いをする。

【契約の主たる部分】

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認審査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはその限りではない。

【その他、簡単な業務】

資料の整理・複写・印刷

原稿データの入力

等

7 成果品

作成した原稿のPDFデータを印刷したものを1部、電子記録媒体1部を提出とする。

8 著作権

成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。）及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

9 連絡体制

本事業の実施にあたり受託者専任の担当者を置くこととする。

10 その他留意事項

(1) 委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。

(2) 本契約に定める事項について生じた疑義、又は本契約について定めのない事項については、委託者と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。